

第19回鳥取市開発審査会 議事次第

日時 平成23年3月18日(金)13:30～

場所 鳥取市役所本庁舎 4階第2会議室

1 開会

2 議事

- (1) 議案第1号 都市計画法第29条第1項の規定による開発行為の許可について（鳥取市長諮問）
- (2) 議案第2号 都市計画法第43条第1項の規定による建築物の新築の許可について（鳥取市長諮問）
- (3) 協議事項 線引き前から分譲が行われていた団地の取り扱いについて

3 その他

- (1) 市街化調整区域における開発許可基準の見直し（案）に係る市民政策コメントの結果等について
- (2) 審査会・審議会委員報酬の改正について

4 閉会

第19回鳥取市開発審査会議案

鳥取市開発審査会

平成23年3月18日

議 案

議案第1号

都市計画法第29条第1項の規定による開発行為の許可について（鳥取市長諮問）

議案第2号

都市計画法第43条第1項の規定による建築物の新築の許可について（鳥取市長諮問）

協議事項

線引き前から分譲が行われていた団地の取り扱いについて

その他

- ・市街化調整区域における開発許可基準の見直し（案）に係る市民政策コメントの結果等について
- ・審査会・審議会委員報酬の改正について

議案第1号

都市計画法第29条第1項の規定による開発行為の許可について（鳥取市長諮問）

平成23年3月18日
鳥取市開発審査会



諮 問

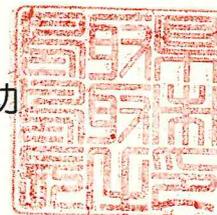
鳥取市開発審査会

次の申請に係る建築物の新築を目的とする開発行為を、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可するに当たり、当該開発行為を同法第34条第14号に該当するものとして取り扱うことの可否について諮問します。

平成23年2月25日

鳥取市長 竹内

功



議案第2号

都市計画法第43条第1項の規定による建築物の新築の許可
について（鳥取市長諮問）

平成23年3月18日
鳥取市開発審査会



諮 問

鳥取市開発審査会

次の申請に係る建築物の新築を、都市計画法（昭和43年法律第100号）第43条第1項の規定により許可するに当たり、当該新築を政令第36条第1項第3号ホに該当するものとして取り扱うことの可否について諮問します。

平成23年3月4日

鳥取市長 竹内 功



協議事項

線引き前から分譲が行われていた団地の取り扱いについて

平成23年3月18日
鳥取市開発審査会

その他

- ・市街化調整区域における開発許可基準の見直し（案）に係る市民政策コメントの結果等について
- ・審査会・審議会委員報酬の改正について

平成23年3月18日
鳥取市開発審査会

審査会・審議会委員報酬の改正について

審査会・審議会委員報酬について、本市の審査会・審議会の開催状況及び全国の特例市、中国地方の市の報酬額を調査し実態把握した上で検討した結果、次のとおり平成23年4月1日より改正される予定です。

1 本市の審査会・審議会の開催状況調査結果

平成21年度の開催状況を全課に対して調査

- ・会議の平均開催時間 2.1時間

中には4時間を越える会議時間のものがあつたが、極めて稀なケースである。

- ・委員の居住地と会議開催地の関係

ほとんどの委員居住地が会議開催地と同一の旧市町村域内であつた。

2 他都市調査結果 特例市、中国地方の市の調査結果

審査会審議会員の報酬額 平均 6,771円

最高 11,300円(平塚市)

最低 3,000円(境港市)

有効回答団体54団体中報酬額6,000円以上8,000円以下の団体が26団体(48.1%)

有効回答団体54団体中報酬額7,000円の団体が6団体(11.1%)

近隣の都市の状況

米子市⇒7,000円 倉吉市⇒7,500円を超えない範囲

松江市⇒9,000円以内

3 検討内容及び結果

・他都市の平均報酬額が、6,771円、日額7,000円としている団体が11.1%及び48.1%の団体が6,000円以上8,000円以下の報酬額としていること、本市の会議開催時間が平均約2.1時間であることを考慮し、市議会において条例改正の議決を経て平成23年4月1日から報酬額を日額9,000円から日額7,000円とするものです。